

保護者の皆様

神戸市教育委員会

令和5年4月からの学校園におけるマスクの取り扱い等について

学校園におけるマスクの取り扱い等について、文部科学省からの通知を踏まえ、令和5年4月1日より以下の通りとします。学校園においては、手洗いや換気の徹底など適切な感染防止対策をとりながら学校教育活動を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1. マスクの取り扱い

- ・学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
 - ※例外的にマスクの着用が推奨される場面
 - ・登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合 など
- ・様々な事情により感染を不安に感じたり、マスクを着用した生活が長くなる中で「マスクを外したくない」と思う児童生徒等の心情面に配慮し、マスクの着脱を強いることがないようにします。ただし、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクを外すことについて引き続き徹底します。
- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- ・咳やくしゃみの際には、咳エチケット（※）を行うようにします。
(※咳などをする際に、ハンカチや袖などを使って、口や鼻をおさえること。)

2. 給食等食事の際の留意事項

- ・食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないよう大声での会話を控えます。
- ・適切な換気を確保し、机を向かい合わせにする場合には対面となる児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保します。

3. その他

- ・今後の感染拡大状況によっては、適切なマスクの着用を呼びかけるなど、状況に応じたより強い感染対策を求めることがあります。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類」に位置付けられる予定である本年5月8日以降の対応については、国からの方針が示され次第、あらためてお知らせします。